

「筑後川水系ダム群連携事業の検証に関する意見聴取について（依頼）」に対する関係地方公共団体の長の回答について

平成28年7月

国土交通省 九州地方整備局



国九整企画第18号  
国九整河計第16号  
平成28年 6月14日

福岡県知事 殿

国土交通省  
九州地方整備局長



筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「筑後川水系ダム群連携事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3-1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年6月22日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局

企画部 企画課 技術企画官 富ヶ原 隆一  
河川部 河川計画課 建設専門官 森 康成

28水資第472号  
平成28年6月22日

国土交通省  
九州地方整備局長 殿

福岡県知事 小川 洋



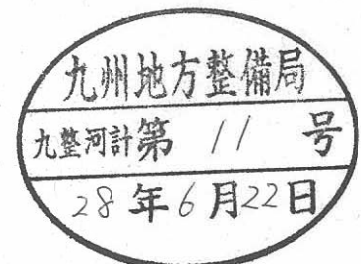
筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見聴取について(回答)

今回、報告書(原案)案に「筑後川水系ダム群連携事業については、「継続」することが妥当であると考えられる」との対応方針(原案)が示されたことは妥当な判断であると考えております。

今後、この対応方針(原案)に基づき速やかに検証を進め、国土交通大臣の対応方針を早期に決定していただくようお願いします。

なお、次のことについて特段のご配慮をお願いします。

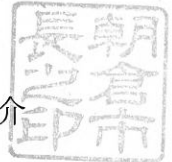
- ・地元をはじめ地域の意見をしっかりと聞き、調整を図ること
- ・農業用水の確保に支障を及ぼさないこと



28朝水政第70号  
平成28年6月20日

福岡県知事 殿

朝倉市長 森田 俊介



筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する  
意見聴取について（回答）

平成28年6月14日付28水資第366号で照会がありました件について、別紙のとおり回答します。

(回答様式)

筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する  
関係市町村長の意見

市町村名 朝倉市

意 見

- ① ダム群連携事業の実施計画調査が継続されることに異存はありません。
- ② 取水地点や導水ルート案、水運用などの事業計画が明らかにされていない為、事業に伴う多くの心配事があります。  
また、朝倉市域の河川環境や水環境ほか種々の改善すべき課題があります。  
これら心配事の解消と課題解決に寄与するダム群連携事業であるのか否かを今後事業者と議論していきたいと考えています。

(枠内に入らない場合は、用紙の追加等を行ってください)



国九整企画第18号  
国九整河計第16号  
平成28年 6月14日

佐賀県知事 殿

国土交通省  
九州地方整備局長



筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（依頼）

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対する御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

九州地方整備局では、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、検証に係る検討を行っており、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成・公表し、学識経験を有する者及び関係住民の意見聴取を行ってきました。

このたび、これらの検討結果等を踏まえて、「筑後川水系ダム群連携事業の対応方針（原案）」を記載した別添資料「筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成しましたので、検証要領細目 第3 1（2）に定める意見聴取として、報告書（原案）案に対する貴職の御意見について、平成28年6月22日までに、回答（任意様式）頂くようお願い申し上げます。

なお、御意見の提出にあたっては、河川法第16条の2に準じて頂きますようお願い致します。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省 九州地方整備局

企画部 企画課 技術企画官 富ヶ原 隆一  
河川部 河川計画課 建設専門官 森 康成

河 第 6 4 4 号  
平成 2 8 年 6 月 2 1 日

国土交通省九州地方整備局長 様

佐賀県知事 山口 祥義



筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討に関する意見聴取について（回答）

平成 2 8 年 6 月 1 4 日付け国九整企画第 1 8 号、国九整河計第 1 6 号で依頼のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討結果として検討報告書（原案）案に示された「筑後川水系ダム群連携事業については「継続」することが妥当である」との方針に異論はありません。

なお、以下の点について要望します。

- ・筑後川水系の不特定用水等の着実な確保を図ることが重要であるため、小石原川ダム建設事業と筑後川水系ダム群連携事業は一体的に進められるべきであり、今後、速やかな対応方針の決定と事業の早期実施をお願いしたい。
- ・事業実施にあたっては、自然環境などに配慮し、更なるコスト縮減や工期短縮及び関係者等への丁寧な対応に努めていただきたい。

担当：河川砂防課水資源調整室

